

府教委、2020年度の「勤勉手当支給率」を公表

「評価」によるボーナス格差が拡大

学校再開業務を優先「今年度評価実施しない」県もある中、不要のシステムは中止を！

昨年度の組合のたたかいで、ボーナスは6年連続増額 年間4.50か月分に

府教委は、6月15日、昨年度の「評価」結果に基づく2020年度の「勤勉手当支給率」を公表しました。現在「夏のボーナス」支給については府労組連で当局と交渉中ですが、条例通り6月30日に支給される見通しです。昨年度の組合のたたかいで、ボーナスの支給率が引き上げ（0.5月分）されましたが、府当局はこの引き上げ分を「勤勉手当」で行いました（夏・冬それぞれ+0.025月分）。

ボーナスの格差が年々拡大（再任用は微減）

ボーナスのうち「勤勉手当」は、「評価・育成システム」による「評価」によって異なる支給率で支給されます。ボーナス「勤勉手当」の差別支給のしくみは、まず全教職員から給料月額（教職調整額4%・地域手当11.8%を含む）の0.03月分と扶養手当をピンハネ（一人平均年額4万円程度）し、その分を上位評価者（SS+, SS, S+, S）に加算するというものです。この間、上位評価者が減少して上位評価者への加算額は大きくなり、ボーナス支給額の較差が拡大しています。

今年も実施するの！？

教職員のやる気を削ぎ、協力関係を破壊する「システム」

府教委は「教職員の意欲・資質能力の向上」「教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化」を「評価育成システム」の目的としていますが、「上位評価」が減り、一方で時間外労働は高止まりを続け、意欲が向上するどころか、教職員のやる気を削いでいることが、府教委が行った職員アンケートでも明らかとなっています。府高教は「評価育成システム」の撤廃を求めひきつづき交渉ととりくみをすすめます。

教育の改善にも意欲向上にも役立たない「評価育成システム」は撤廃せよ！ の声を広げましょう。

2020年度 勤勉手当額参考モデル計算は次号でお知らせします。

勤勉手当の支給率（成績率）

区分（前年度評価）		再任用でない教職員 / 100							再任用教職員						
		2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014
特に優秀	SS+	128	124.5	120.5	113.8	107	101	91.25	51.85	52.1	50.1	48.1	45.35	43.35	41.35
	SS	120.8	117.5	113.8	107.4	101	95.2	85.9	50.2	50.4	48.3	46.2	43.5	41.4	39.3
優秀	S+	113.6	110.5	107.1	101.1	95	89.4	80.55	48.55	48.7	46.5	44.3	41.65	39.45	37.25
	S	106.4	103.5	100.4	94.7	89	83.6	75.2	46.9	47	44.7	42.4	39.8	37.5	35.2
良好（標準）	A	92	89.5	87	82	77	72	64.5	43.6	43.6	41.1	38.6	36.1	33.6	31.1
やや良好でない	B	87	84.5	82	77	72	67	59.5	42.6	42.6	40.1	37.6	35.1	32.6	30.1
良好でない	C	82	79.5	77	72	67	62	54.5	41.5	41.5	39	36.5	34	31.5	29

「評価結果」分布率

再任用以外

SS	S	A	B	C
0.43%	30.41%	68.56%	0.57%	0.03%

再任用

SS	S	A	B	C
0.92%	33.82%	64.24%	0.73%	0.29%

一人ひとりの声は小さい…だからみんなで！あなたも府高教へ！